

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
第37回理事会議事録

1. 開催日時：令和2年6月12日（金）午後3時00分
2. 開催場所：東京都中央区晴海一丁目8番11号晴海トリトンオフィス会議室
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 30名  
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫  
理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、  
中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、横川 浩、  
ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、河野 雅治、  
松本 正義、高橋 治之、鈴木 大地、津賀 一宏、泉 正文、  
遠藤 利明、王 貞治、潮田 勉、小山 くにひこ、東村 邦浩、  
豊田 周平、渡邊 守成、山下 泰裕、田嶋 幸三、福井 烈、  
多羅尾 光睦、馳 浩、丸川 珠代  
監事 塗師 純子、佐藤 敦

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事（会長）森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

進行役は、まず、公式映画作成のための映像素材を撮影するため、河瀬監督のグループが理事会の様子を撮影する旨を報告し、本日撮影された映像及び当該映像を撮影する際に得た情報は、公式映画のためのものであり、公式映画以外には使用しない旨、また、実際に本日の映像を使用することになった場合には、改めて必要な調整を行う旨を報告した。

続いて、事務局の人事として、チーフ・セレモニー・オフィサーについて、平成29年4月1日から中井元氏にご就任頂いていたが、一身上の都合による退任の申出があり、令和2年5月15日付でその職を退任することになり、これに伴い、これまで中井氏が担っていた開閉会式の統括は、副事務総長布村幸彦氏に担って頂くこととする旨報告した。

なお、中井氏については、非常勤のセレモニー・アドバイザーとして、引き続きセレモニーに関する業務に携わって頂く旨報告した。

その後進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

〔決議事項〕

第1号議案 理事の選任について

議長の指示により進行役は、別紙資料1-1記載のとおり、理事5名が任期満了に伴い退任するため、令和2年6月29日に評議員会を開催し、当法人の理事として選任することにつき承認を求める旨説明した。

その後議長が、令和2年6月29日に評議員会を開催し、別紙資料1-1記載のとおり理事5名の選

任を付議することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第2号議案 定款の変更及び就業規程の改正について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、定款の変更に係る評議員会への付議について、別紙資料1-2記載のとおり、大会の延期に伴い、当法人の定款第3条における開催年の記載について変更する必要がある旨説明し、この定款変更について6月29日の評議員会へ付議したい旨説明した。

続いて、就業規程の改正について、別紙資料1-2記載のとおり、就業規程改正の目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

なお、今回の改正案及び新旧対照表については、別紙資料3-5及び3-6記載のとおりである旨説明した。

その後議長が、当法人の定款を別紙資料1-2記載のとおり変更し、当該定款の変更について6月29日の評議員会へ付議すること及び就業規程を別紙資料1-2記載のとおり改正することにつき、その承認をそれぞれ議場に諮ったところ、いずれも満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第3号議案 大会の開催延期に伴うオフィス計画について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-3記載のとおり、当法人が、現在、晴海トリトンスクエアを賃借しているところ、大会の開催延期に伴い、晴海トリトンスクエアが一部使用できなくなる旨述べた。

これに伴い、現在賃借している約10,500坪のうち使用不可能となる約2,400坪については、新たに賃借する面積を約1,000坪に留めてオフィス全体の面積を縮小したうえで、「テレコムセンタービル」にて新たに約1,000坪を賃借したい旨説明した。

また、「テレコムセンタービル」の概要については別紙資料1-3記載のとおりである旨説明した。

なお、HQ（ヘッドクォーター）、MOC（メインオペレーションセンター）等の主要センターは、引き続き晴海トリトンスクエアに配置する旨説明した。

その後議長が、別紙資料1-3記載のとおり、当法人のオフィス全体面積を縮小し、新たにテレコムセンタービル」の一部を賃借することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第4号議案 2019年度事業報告及び計算書類等の承認について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-4記載のとおり、2019年度事業報告書の概要（案）を説明した。

続いて、別紙資料1-4記載のとおり、当法人の2019年度決算の概要として、貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書及び財産目録について説明した。

また、本理事会に先立ち、会計監査人であるあずさ監査法人による会計監査を受け、この表示内容について、別紙資料1-4「独立監査人の監査報告書」記載のとおり、財務諸表等は適正である旨の報告を受けた旨説明した。

また、2019年度決算にかかる経常増減額の増加額については、今後の大会準備に向けて必要な特定費用準備資金として会計上の整理を行っており、この上限について、別紙資料1-4「特定費用準備資金について」記載のとおり変更する旨説明した。

続いて、当法人の監事佐藤敦氏は、本理事会の開催に先立ち、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況

等について報告を受けた旨述べた。そして、当法人の会計処理規程及び監事監査規程等に基づき監事監査を実施した旨述べ、監査の結果については、別紙資料1-4「監査報告」記載のとおりであり、事業報告及び計算書類等は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく表示している旨報告した。

続いて、別紙資料1-4「組織委員会 2019年度決算概要キャッシュフローベース」及び「共同実施事業 2019年度決算概要キャッシュフローベース」の内容について説明した。

その後議長が、2019年度事業報告及び計算書類等について、別紙資料1-4記載のとおりとするにつき、その承認を議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### 第5号議案 評議員会の開催について

議長の指示により進行役は、別紙資料1-5記載のとおり、令和2年6月29日に評議員会を開催したい旨述べ、決議事項として理事及び評議員の選任並びに2019年度計算書類等について、報告事項として2019年度事業報告について説明した。

その後議長が、上記のとおり評議員会を開催することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

#### [報告事項]

##### 1. 新たな大会に向けた準備状況

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、新たな大会に向けた準備状況として、まず、延期に向けた動き及び延期を踏まえた動きを報告した。

続いて、新たな出発について、参考資料A記載のとおり、大会の位置づけを報告した。

また、参考資料B記載のとおり、来年に向けたロードマップを報告した後、①大会の骨格、②参考資料C記載の原則に基づく再点検・見直し、③追加対策（コロナ対策等）の3つのフェーズについて報告した。

##### 2. 仮設オーバーレイ整備の契約状況

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、仮設オーバーレイ整備工事の契約状況について、当初発注した43会場すべての契約が完了した旨報告した。

また、会場別の状況については別紙資料2-2記載のとおりである旨述べ、着色部分の会場については、今回新たに報告する会場である旨を説明した。

続いて、令和2年3月に大会の延期が決定されたことを受け、仮設オーバーレイ工事は、現場を安全な状態とするための工事を引き続いて行い、その後は令和3年に本格工事を再開するまでの間、工事自体は一時休止する旨報告した。また、現在の工事状況についても併せて報告した。

##### 3. 仮設電源サービスの契約金額の変更

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-3記載のとおり、仮設電源サービス契約について、契約の相手方、平成30年の当初の契約金額、令和元年9月の詳細設計完了時の増額変更後の既契約金額を説明した後、その後新たな電源要望や仕様変更が発生したため、追加の詳細設計を実施した旨述べ、資料投影により令和2年5月の契約変更後の契約金額を報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1乃至3-6の各内容については、当該資料の配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記の報告事項の終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、大会の開催に向けた情報発信について、新型コロナウイルス対策について、大会延期に伴う追加費用について、スポンサー企業への配慮について、アスリートへの支援について等の意見交換がなされた。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後4時30分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和2年8月28日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会